

「東京都ひとり親家庭自立支援計画（第3期）」 概要

第1章 東京のひとり親家庭をめぐる状況

1 はじめに

（1）計画策定の趣旨

- ひとり親家庭の親は、子育てと家計の支え手を同時に担うため、生活全般を視野に入れた総合的な支援が必要
- ひとり親家庭が安定した就労や生活のもと、子供を健全に育むことができるよう、都が実施する施策と区市町村等に対する支援策を示すもの

（2）計画の位置づけ

- 本計画は、「母子及び父子並びに寡婦福祉法」第12条に基づく「自立促進計画」
- 「東京都長期ビジョン」「東京都子供・子育て支援事業支援計画（仮称）」等関連する計画との整合性を図る。

（3）計画期間

- 平成27年度から平成31年度までの5年間

（4）本計画の理念と施策分野

【3つの理念】

- 1 ひとり親家庭の自立を支援し、生活の安定と向上を図る。
- 2 ひとり親家庭の子供の健やかな育ちを支援する。
- 3 ひとり親家庭の親子が地域で安心して生活できる環境を整備する。

【4つの施策分野】

- 1 相談体制の整備
- 2 就業支援
- 3 子育て支援・生活の場の整備
- 4 経済的支援

（5）第3期計画策定に当たっての視点

- 【1】各家庭の状況に応じた自立に向けての支援
- 【2】母子家庭・父子家庭の特性を踏まえた支援
- 【3】子供の健全育成と将来の自立に向けた支援
- 【4】関係機関の連携強化

2 東京のひとり親家庭の状況

(1) ひとり親家庭の数

- 東京のひとり親家庭は、母子世帯 58,706 世帯、父子世帯 7,108 世帯となっている。全体の世帯に占める割合は、母子世帯 0.9%、父子世帯 0.1%となっている。
- 平成 26 年の都内の三世帯同居等も含むひとり親世帯は、母子世帯 159,500 世帯（全世帯の 2.38%）、父子世帯 19,500 世帯（同 0.29%）と推計されます（図表 4）。

(2) 東京都福祉保健基礎調査にみるひとり親世帯の状況

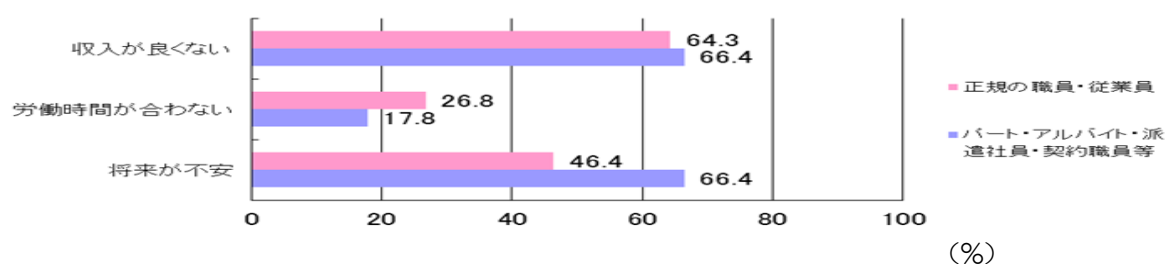
①ひとり親になった理由

- 母子世帯の 85.3%、父子世帯の 60.3%が離婚、非婚・未婚¹*を理由とした生別世帯となっている。

②就業の状況

- 母子世帯の 82.5%、父子世帯の 92.1%が、就業している。
- 雇用形態をみると、就業している母では、「正規の職員・従業員」の割合は 36.5%で、「パート・アルバイト」が 41.5%、「派遣社員・契約職員・嘱託」が 14.5%となっている。就業している父では、「正規の職員・従業員」が 64.4%、「自営業」が 16.9%となっている。
- 働いているひとり親のうち、転職を希望する割合は、母 42.5%、父 17.2%となっている。
- 母親の転職の希望理由を、従業上の地位別にみると、「正規の職員・従業員」、「パート・アルバイト・派遣社員・契約職員等」ともに、「収入が良くない」の割合が高くなっている。また、「パート・アルバイト・派遣社員・契約職員等」では、「将来が不安」の割合も高くなっている（図表 1）。

図表 1 母子世帯の母の従業上の地位別 転職の希望理由（東京・平成 24 年度）



資料：東京都福祉保健局「東京都福祉保健基礎調査（統計編）」より作成

¹ 非婚「生き方として、結婚しないことを主体的に選択すること」、未婚「いまだ結婚していないこと」（広辞苑第 5 版）

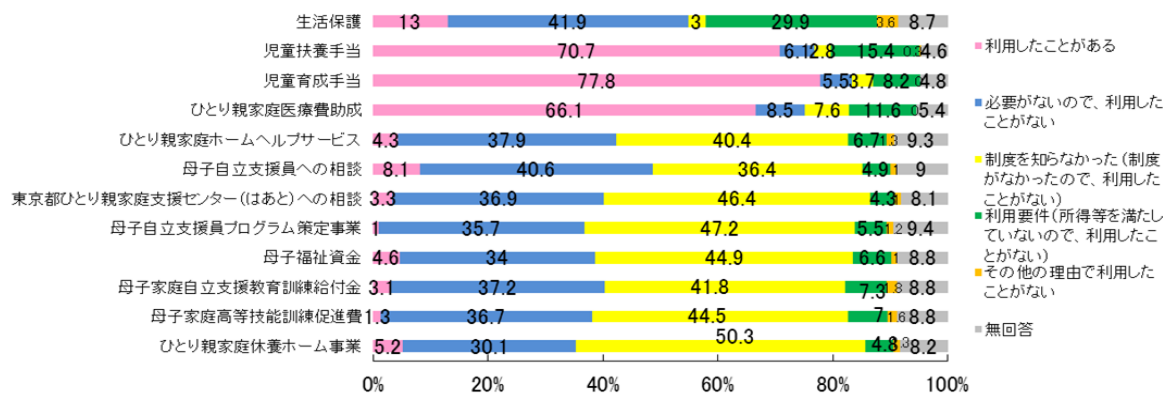
③収入の状況

- 母子世帯の年間収入は、200 万円未満が全体の 41.9%、200～400 万円未満が 30.8%となっている。父子世帯では 200 万円未満の割合は 12.7%、200～400 万円未満は 19.0.%である。

④公的制度について

- ひとり親世帯向けの公的制度では、生活保護を除く、11 制度のうち、7 つの制度で「制度を知らなかった」が 4 割を超えている。(図表 2)

図表 2 制度利用の有無 (東京・平成 24 年度)



資料：東京都福祉保健局「東京都福祉保健基礎調査(統計表)」より作成

⑤困っていること

- 現在困っていることについて、回答が多いものを挙げると。母子世帯では「家計」(全体の 72.6%)、「子供の教育・進路・就職」(同 52.8%)、「仕事」(同 39.4%) となっており、父子世帯では「子供の教育・進路・就職」(同 70.0%)、「家事」(同 46.7%)、「子供の世話」(同 40.0%) となっている。

(3) 母子生活支援施設の状況

DV被害等世帯の状況

- 入所世帯の状況をみると、配偶者等暴力被害のある世帯数は 225 世帯で、全体の 39.3%を占めている。また、子供への虐待経験のある世帯(入所前から虐待を経験した世帯を含む)は、313 世帯であり、全体の 54.7%を占める。さらに、母親による虐待が継続している世帯は 64 世帯で、入所後も課題が継続している世帯もみられる。

第2章 ひとり親家庭支援施策の具体的な展開

1 相談体制の整備

(1) 現状と課題

- 関係機関が必要な家庭を適切に支援に繋ぐために、それぞれの質の向上と連携強化による相談支援体制の整備・充実と施策の普及啓発等が重要
- 養育費の確保や、親と子の面会交流については、子供の健全な成長を促す観点からも支援が必要

(2) 第2期の取組状況

- ひとり親家庭のニーズに応じた相談体制の整備と質の確保に取り組み、養育費相談の充実を図るとともに、面会交流への支援を開始

(3) 第3期の具体的取組

ひとり親家庭の地域での安定した生活を支えるため、相談支援のさらなる質の向上を図るとともに、必要な家庭に確実に支援が届けられるよう、関係機関の連携強化や施策の普及啓発を実施

- 経験年数に応じた相談技法を習得するとともに、支援家庭の理解を促進する研修により母子・父子自立支援員の質の向上を支援
- 子供家庭支援センターにおいて、関係機関と連携し、子育て支援サービスなどを活用しながら支援
- ひとり親家庭支援策の理解を促す取組により、関係機関の連携強化を支援
- 養育費確保を促進するため、養育費についての理解を進める取組を実施
- 面会交流の意義や必要性への理解促進
- 様々な手段により情報が届きにくい家庭を意識した普及啓発を実施

2 就業支援

(1) 現状と課題

- より安定した収入の高い就業に向けた支援及び資格取得等への支援が必要
- 身近な地域で、総合的な就労支援が受けられる仕組みを充実することが重要

(2) 第2期の取組状況

- 就業の確保策を進めるとともに、就業が安定的に継続できるよう支援を強化

(3) 第3期の具体的取組

より安定した就業と収入を確保するため、相談者に適した職業選択、正規雇用での就業、転職など、それぞれの状況にあわせた就業支援を充実するとともに、就労機会の拡大に向け、資格取得等への支援を実施

- 適職診断やハローワークの求人情報の活用等による効果的な職業紹介、ハローワークと連携した就業支援プログラムの実施
- 子供の希望や適性などを踏まえひとり親家庭の子供へ丁寧な就業支援を実施
- 福祉事務所に就業支援専門員を配置し、包括的な就業支援を行う取組を推進
- きめ細かな就業支援を行う自立支援プログラム策定の実施を支援
- 資格取得期間中の生活費相当の給付金や講座の受講費用の支給を働きかけ
- 高等学校卒業程度の学力獲得を支援する取組について、全区市での実施を働きかけ
- ITを活用した在宅就業の業務開拓・分配・サポート等を行う取組を実施

3 子育て支援・生活の場の整備

3-1 子育て支援体制

(1) 現状と課題

- 必要な時に子育て支援サービスを適切に利用できる体制の整備が必要
- 孤立化を防ぐために、継続的な状況把握や支援を行うとともに、各種支援策に関する情報を提供し、活用や参加を呼びかけることも重要
- ひとり親の就労状況を踏まえた保育サービスや学童クラブの充実が必要
- 預け先の時間延長、一時預かりや家事等の生活援助サービスなどの充実が必要

(2) 第2期の取組状況

- 求職中や、非常勤雇用でも対応できる保育サービスの充実や、学童クラブの利用時間の延長等を支援

(3) 第3期の具体的取組

ひとり親家庭が、ニーズにあったサービスを利用し、安心して子供を健全に育てられるよう、地域の実情に応じた環境整備に取り組む区市町村を支援

- 妊娠期から子育て期にわたって、母子保健部門と子育て支援部門等が連携し、切れ目ない支援を実施する区市町村を支援
- 認可保育所、認証保育所など、多様な保育サービスを拡充する区市町村や事業者を支援
- 延長保育、夜間保育、病児保育などきめ細かい保育サービスを利用できるよう、区市町村や事業者を支援
- 各区市町村による学童クラブの設置や放課後子供教室の実施を促進するとともに、時間延長等のニーズに応じて学童クラブの整備を推進
- 子育てひろばやショートステイ等、地域の子育て支援サービスの拡充を支援
- ひとり親家庭ホームヘルプサービスに取り組む区市町村を支援

3-2 ひとり親家庭に育つ子供の学習支援の推進

(1) 現状と課題

- 将来の自立に繋がるよう、早期から十分な学習の機会を確保するなど、子供に対する支援の充実が必要
- 生活困窮者自立支援法に基づく学習支援などとの連携も必要

(2) 第2期の取組状況

- 子供が将来自立できるよう、ひとり親家庭に育つ子供の学習支援を実施

(3) 第3期の具体的取組

身近な地域で子供たちの学習の機会が確保できるよう、全区市町村での学習支援の実施を支援

- ひとり親家庭サポートモデル事業を実施し、対象を高校生まで拡大するとともに、成果を区市町村に還元
- ひとり親家庭の学習支援事業または生活困窮者自立支援法に基づく学習支援事業等を、地域の実情に応じて実施できるよう支援
- 学習塾や受験費用の貸付けを無利子で行うことにより、一定所得以下の子供の進学を支援

3-3 住居の確保

(1) 現状と課題

- ひとり親家庭は、収入が低い世帯が多く、住まいの確保にかかる支援が重要

(2) 第2期の取組状況

- 住宅確保への支援を行うとともに、住まい選びの啓発を実施

(3) 第3期の具体的取組

住宅確保策を着実に実施

- ひとり親家庭への都営住宅提供を実施
- 区市町村における「居住支援協議会」の設立を促進し、その活動を支援
- 区市町村の居住支援協議会等を活用し、支援が必要な家庭に住まいと見守りなどの生活支援サービスを一体的に提供する取組を支援

3-4 課題を有する母子への支援（母子生活支援施設）

(1) 現状と課題

- 区市町村においては、広域受入れを進めるとともに、虐待の未然防止など母子生活支援施設を活用した支援を進めることが必要
- 学習環境の充実等と生活環境改善のための取組が必要

(1) 第2期の取組状況

- 広域利用の検討や、職員の育成、地域の関係機関との連携促進を強化

(3) 第3期の具体的取組

母子生活支援施設の利用を促進し、課題を有する母子家庭の自立を支援するとともに、入所児童への支援を強化

- 広域受入れの実施を働きかけ
- 要保護児童対策地域協議会の構成機関に母子生活支援施設を含めるよう働きかけ
- 児童相談所と連携して、母子一体型ショートケアの利用に繋げるなど、区市町村における母子生活支援施設の活用を推進
- 課題を有する母子が地域で自立して生活できるよう、ショートステイやトワイライトステイの実施など、ひとり親家庭の支援拠点としての活用を推進
- 小学生から高校生までを対象とした学習支援の充実
- 母子支援の中核となる職員を育成し、施設の支援力向上を支援
- 施設の設備等の整備を支援

4 経済的支援

(1) 現状と課題

- 経済的支援は、子供の健全育成のためにも、重要な役割を果たしている。

(2) 第2期の取組状況

- 法改正に基づき、児童扶養手当や福祉資金貸付の拡充を実施

(3) 第3期の具体的取組

子供の健全な成長を支えるため、経済面からの支援を実施

- 児童扶養手当及び児童育成手当、母子・父子福祉資金の貸付を実施
- 法改正による年金との併給や父子福祉資金の貸し付けについて普及啓発
- 学習塾や受験費用の貸付けを無利子で行うことにより、一定所得以下の子供の進学を支援（再掲）
- ひとり親家庭等の負担を軽減するため、医療費の一部を助成する市町村を支援